

東浦町子ども読書活動推進計画

(平成21年度～25年度)



東浦町教育委員会

平成21年3月

あ い さ つ

子どもの活字離れが進行して久しくなります。その原因については、いろいろ言われていますが、テレビ視聴時間の増加、ゲーム機による遊びの流行、近年では携帯電話によるメールの乱用などに時間を費やし、読書をする習慣が薄れてきたことによるものと考えられています。

このような状況の中、東浦町では子どもたちの読書活動を推進するために様々な努力をしてきました。その成果は、愛知県教育委員会主催の学校図書館コンクールにおいて、昭和59年に森岡小学校が文部大臣賞(当時)を、平成8年には石浜西小学校が愛知県知事賞を受賞するなどに表われています。また、平成3年には中央図書館を開館し、町民の読書活動の期待に積極的に対応しています。

しかし、全国的に見て、子どもの読書離れは進行していることから、国においては平成12年を「子ども読書年」としたり、平成13年には毎年4月23日を「子ども読書の日」と制定したりして、子どもの読書活動を推進してきました。また、平成14年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。そこで、東浦町においても、本年度小中学生と保護者に読書に関するアンケートを実施し、子どもの読書活動推進計画を策定することとしました。

最後になりましたが、策定にあたりご協力いただいた東浦町子どもの読書活動推進計画策定委員会・同作業部会の皆様、アンケート調査にご協力いただいた東浦町小中学校校長会・同保育園園長会、保育園年中児童・小学校5年生・中学校2年生の保護者の皆様、ご意見をいただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

平成21年3月

東浦町教育委員会教育長 稲葉 耕一

目次

はじめに

1 子ども読書活動の意義	1
2 子ども読書活動の背景（国および県の動向）	1
第1章 東浦町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の目標	2
3 計画の期間	3
4 推進会議の設置	3
第2章 計画推進のための施策	4
1 家庭における子どもの読書活動の推進	4
（1）家庭における子どもの読書活動の推進	4
2 地域における子どもの読書活動の推進	7
（1）子ども関連施設における読書活動の推進	7
3 保育園・学校における読書活動の推進	11
（1）保育園における子どもの読書活動の推進	11
（2）学校における読書活動の推進	12
（3）読書活動を推進するための学校図書館の充実	16
4 中央図書館における子どもの読書活動の推進	19
（1）中央図書館で取り組む事業	19
（2）関連施設との連携	21
（3）学校における読書活動と学校図書館の充実への支援	23
参考資料	
○用語解説	27
○東浦町子どもの読書に関するアンケート調査実施数	29
○東浦町子ども読書活動推進計画の施策体系図	30
○子どもの読書活動の推進に関する法律	31
○東浦町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	33
○東浦町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	34
○東浦町子ども読書活動推進計画策定作業部会名簿	35
○子どもの読書に関するアンケート	
小学校5年生・中学校2年生の集計表	36
保護者の集計表	57

はじめに

1 子ども読書活動の意義

読書や読み聞かせ(P27 参照)は言葉のもつ意味を知り、想像力、洞察力、創造力、表現力を高め子どもに生きる力と喜びや感動を与えてくれます。喜びや感動は豊かな人間性をはぐくみ、子どもたちがその後の豊かな人生をおくるための礎になります。

特に乳幼児期における本の読み聞かせは、親子のコミュニケーションを豊かにし、家庭にぬくもりや安らぎを生み、子どもの心の健全な成長にとって良い影響を与えてくれます。

日常生活の中で、子どもたちが自由に本を手にし、読書を楽しんだり、親しむことができる読書環境を家庭、地域全体で取り組んでいくことが重要になります。

最近の携帯電話やインターネットの普及など高度情報社会の到来は、大人だけでなく子どもの世界にも大きな影響を与えています。高度情報社会は、子どもたちにも多くの知識・情報を提供してくれますが、有益なものばかりではありません。

したがって、情報を取捨選択する能力、情報を正しく活用する能力を身につけさせることが大切になります。

また、一部の子どもたちは感情表現に乏しく、落ち着きがないと言われています。こうした子どもたちが抱える問題を改善し、子どもたちが自分自身の力で未来を切りひらいていく力をつけるために、いま、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

2 子ども読書活動の背景（国および県の動向）

国においては平成11年8月、読書のもつ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨が衆参両院で決議されました。また、平成12年12月の「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言されました。

さらに平成13年11月、国会に議員立法の法案が提出され、同年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」として、公布・施行されました。

この法律で子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、①国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること②地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること③4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

そして平成14年8月、国は同法を受け「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。

国においては平成20年3月に第一次の取組成果と課題を整理し、新たに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第二次が閣議決定され、国会に報告されました。

愛知県においては平成16年3月、国の「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」をうけて、県における子どもの読書活動に関する施策の方向性や取り組みを示し、市町村が子ども読書活動に関する施策を策定する基本となるべき「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

愛知県では、平成16年度から平成20年度の5か年計画で子どもが読書活動に自主的に取り組めるよう、行政（県）・家庭・地域・学校が果たすそれぞれの役割を示すとともに、市町村において期待される役割を明らかにしています。

第1章 東浦町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目的に、国及び愛知県の計画の内容を踏まえ、本町の実情を勘案して、今後の子ども読書活動にあたって基本的な方向と、具体的な施策を推進するための指針として「東浦町子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の目標

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備を図ります。

I T社会の到来した今日、様々な情報メディアの発達・普及が子どもたちの生活環境を大きく変化させ、子どもたちの興味・関心が多様化し、活字離れ、読書習慣の未成熟な子どもたちが多く見られるようになり、子どもの「読書離れ」が進んでいると言われています。

読書は、子どもたちの豊かな人間形成に良い影響を与え、健やかな育ちに寄与するものです。

読書は「国語力」を形成するものでもあり、今あらためて子どもたちの健やかな育ちに対する役割は、極めて重要なもので子どもたちの読書習慣形成の環境整備が求められています。

そのことから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「東浦町子ども読書活動推進計画」を定め、家庭、地域、学校、中央図書館などが共に行動し、子ど

もたちの読書環境の整備および子どもたちの読書活動を推進していくものとします。

(2) 家庭、地域、保育園、学校、中央図書館の緊密な連携と相互の協力による 取組みの推進

子どもの読書活動に携わる中央図書館、保育園、学校等の関係機関、ボランティア団体などが緊密な連携と相互の協力が図られる体制を整備することにより、町全体の取組みとして子どもの読書活動を推進していきます。

また、地域、学校などにおける読書活動を推進するため、地域の人材の育成と活用を図っていきます。

(3) 子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発

家庭、保育園、学校、中央図書館などで、子どもを取り巻く大人が読書活動に理解と関心を深めていくため、子どもの読書活動の意義や大切さについて普及・啓発を図り、「子ども読書の日」が定着するように努めます。

また、親子が家庭で一緒に読書を楽しめる機会をつくるよう、PR活動やイベント等を通じて働きかけていきます。

3 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間です。

4 推進会議の設置

「東浦町子ども読書活動推進計画」を確実に推進していくため、東浦町子ども読書活動推進会議を設置します。

第2章 計画推進のための施策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

①保護者の理解の促進

【現状と課題】

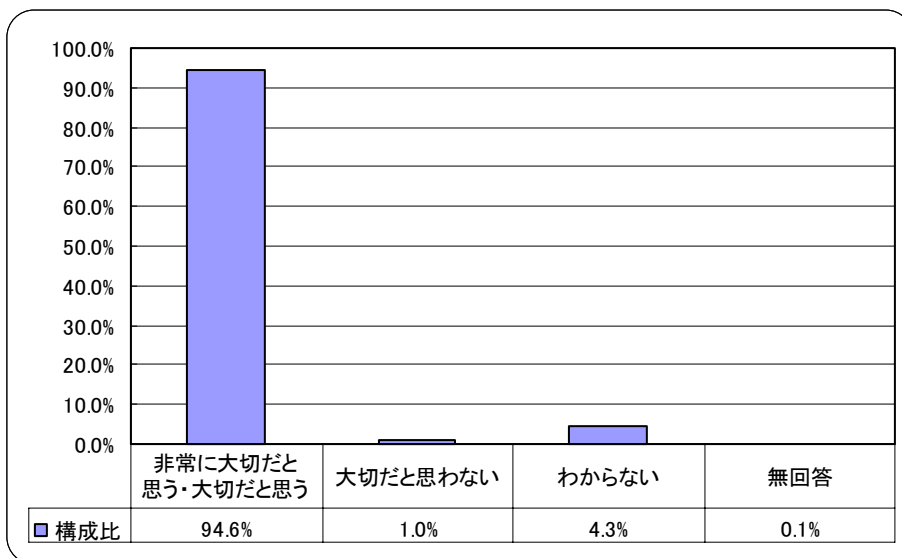
平成20年6月に行った「子どもの読書に関するアンケート」（以下「読書アンケート」という）で家庭において乳幼児期に、「読み聞かせ（本を読んであげること）は、大切だと思う」と答えた保護者は、全体で約95%という高い結果であり重要な役割を果たしていると考えられます。

子どもたちが本を読むことを好きになったきっかけは、読み聞かせによってであり、家庭での読み聞かせが大きな役割を果たしています。

児童・生徒の読書アンケートの「あなたは読書が好きですか」では、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と答えた子どもたちは、全体で約23%います。

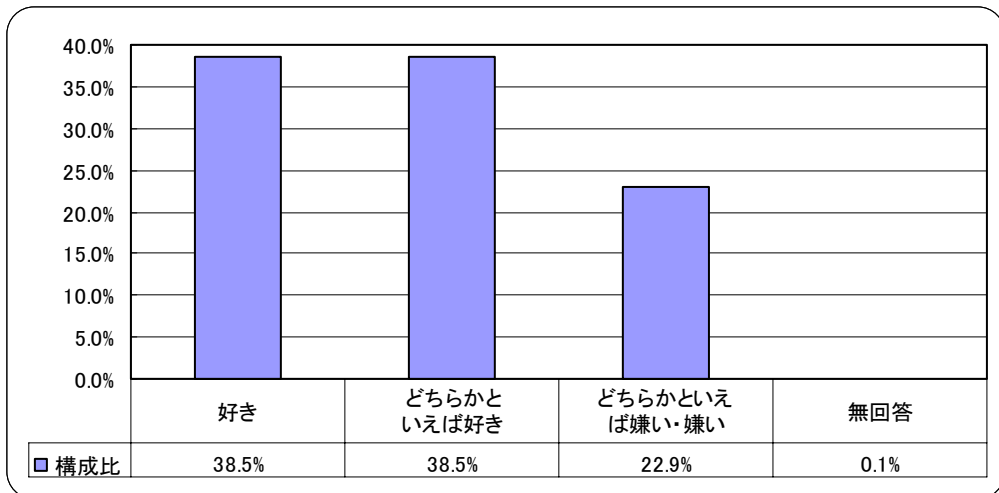
本を読むことが嫌いな理由は、「文章を読むのが苦手だから」「テレビゲームや他のあそびの方が楽しいから」などでした。「文章を読むのが苦手だから」という割合が全体で高く、本を読む以前に、文字や活字に対し抵抗があるものと考えられます。読書が苦痛ではなく楽しみに変わるためには、本との出会いや何らかのきっかけなどが必要です。

設問. お子さんに読み聞かせをすることは大切だと思いますか。 【保護者】



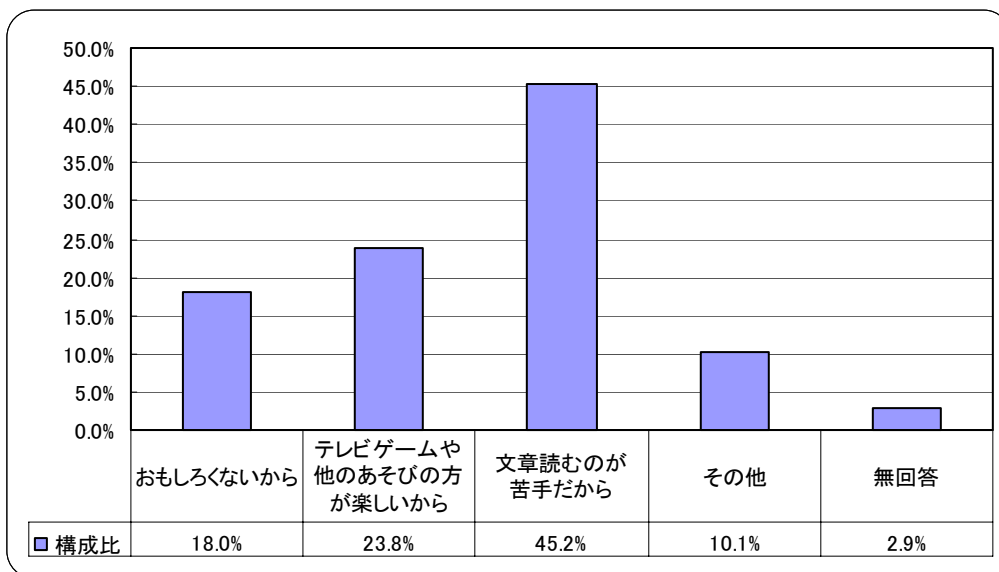
設問. あなたは読書が好きですか。

【児童・生徒】



設問. 「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と答えた人の理由

【児童・生徒】



【施策の方向性】

読み聞かせができるよう読み聞かせボランティアの育成支援・拡充し、読み聞かせを推進するため乳幼児をもつ保護者への呼びかけをします。

【具体的な取組】

- ・ 行事等を利用した読み聞かせの推進
- ・ 読書活動の意義への理解、PRの実施

②保護者の読書活動の促進

【現状と課題】

家庭で保護者が子どもに読み聞かせすることは、親子のふれあいの場や読書の習慣をつくるうえで重要です。親子で積極的に本を読む機会を設けたり、保護者に対して読み聞かせ講座を実施する必要があります。

【施策の方向性】

保護者に対して読み聞かせ講座の実施、また、読書の大切さをPRします。

各家庭で読書週間（10月27日から11月9日）中に、親子で読書をする日をつくって本に親しむよう働きかけます。

この期間には、親と子が積極的に本を読むよう、PRやイベントにより普及・啓発活動をすすめていきます。

【具体的な取組】

- ・家庭における読み聞かせの実施
- ・親子読書の実施
- ・PRの実施
- ・中央図書館等における保護者を対象とした講座の実施

③中央図書館等の読書関連施設の積極的利用の促進

【現状と課題】

中央図書館の施設、利用方法、行事を広報、ホームページでPRしています。また、新着図書等の紹介などもホームページで行っています。

今後インターネットで、資料(P27 参照)の予約ができることなどをPRして施設の利用増進を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

中央図書館等の施設が読書活動するうえで重要な施設であることのPRをしていきます。

【具体的な取組】

- ・PRの実施

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 子ども関連施設における読書活動の推進

①保健センターでの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもが本に親しみ、関心をもつためには家庭が重要な役割を果たします。特に乳幼児期の読み聞かせは、「親子の絆」をはぐくむよい機会となり、将来の読書習慣に大きな影響を与えると考えられます。

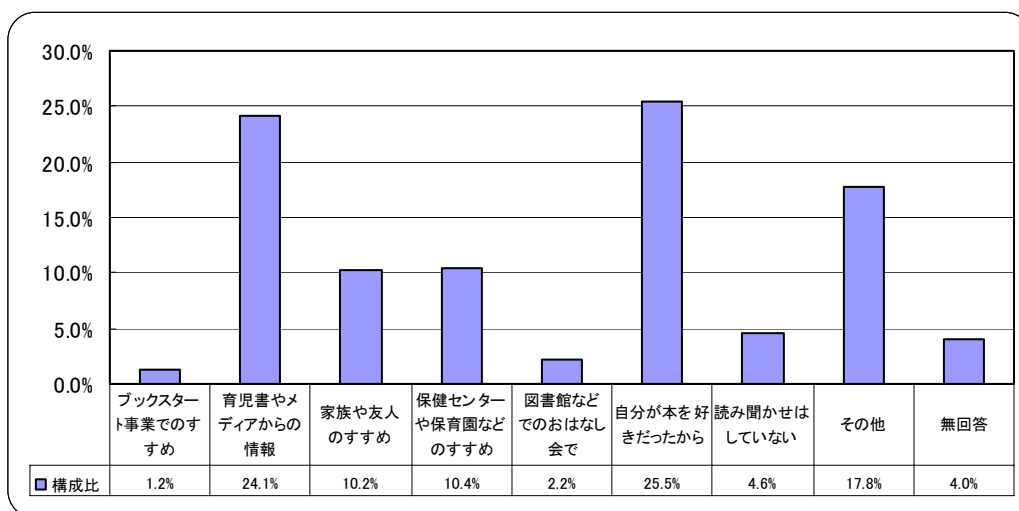
本町では、平成14年から4か月児健診時に、中央図書館職員・ボランティアが絵本の読み聞かせの楽しさや親子のふれあいの重要性を説明し、読み聞かせのしかたを実演する、というブックスタート事業(P27 参照)を開始し、おすすめ絵本のコーナーを常設しています。

しかし、保護者の読書アンケートによれば、「読み聞かせを始めるきっかけはなんですか」の問いに対し、「ブックスタート事業でのすすめ」を選んだ保護者は1.2%に過ぎず、事業の成果が表れてきていない状況です。

ブックスタート事業を「読み聞かせを始めるきっかけ」として位置づけるため、ブックスタート事業の実施内容見直しと充実が重要な課題となっています。

設問. 読み聞かせを始めるきっかけは何でしたか。

【保護者】



【施策の方向性】

子どもの読書は子どもに喜びを与えるものであるという考えから、読書を強制するのではなく、子どもたちが気軽に本を手にする環境を整備することが必要です。

4か月児健診時に、説明・実演のみでなく、家庭に戻ってすぐに赤ちゃんとの

楽しい読み聞かせの時間をもてるように紹介した絵本をプレゼントし、絵本を見る時間の楽しさや絵本を通じて親子のコミュニケーションを図る大切さを伝えていきます。

【具体的な取組】

- ・絵本コーナーの設置の充実
- ・ブックスタート事業の充実

②児童館・子育て支援センターでの読書活動の推進

【現状と課題】

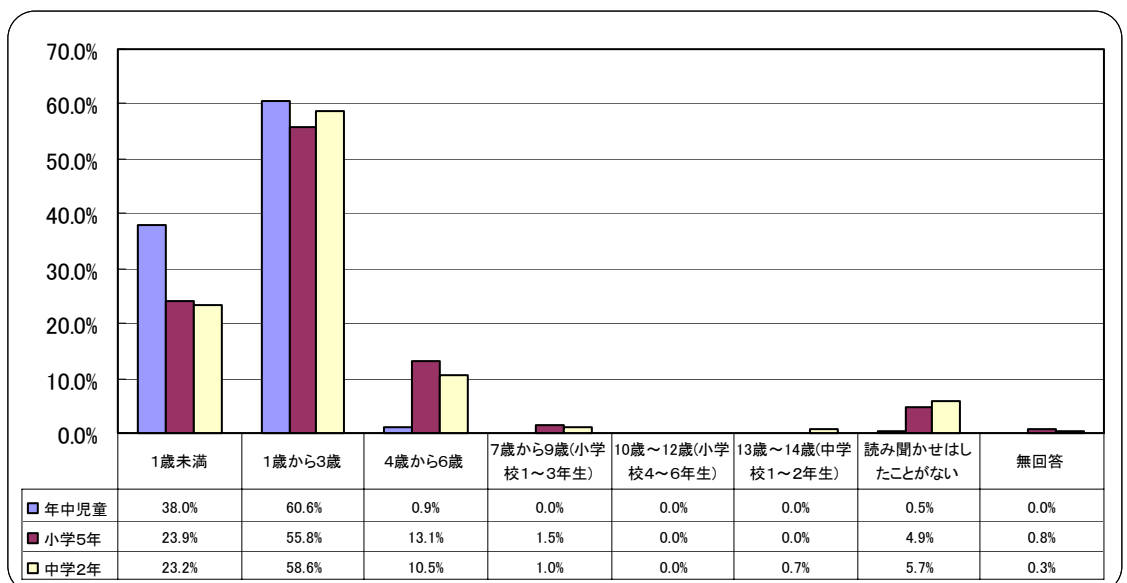
児童館(P27 参照)・子育て支援センター(P27 参照)は、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っています。児童の健全育成を図るなかで、読書環境の整備と充実が望まれています。

児童館や子育て支援センターでは本を貸し出し、見たり読んだりする楽しみ、面白さを味わい、親子でその大切さにも気づく機会になるよう取り組んでいます。図書コーナーを充実させ、子どもたちの手に取りやすくし、遊びや行事の中でも読書の大切さを伝えていくことが必要です。

また、保護者の読書アンケート結果からも明らかなように、多くの保護者が子どもの就園前までに読み聞かせを行っており、親子のふれあいができ、本が好きになったと答えています。読み聞かせは、子どもの読書活動推進につながるだけでなく、地域ボランティアにより世代を超えた交流を図ることもでき、昨今希薄になっている地域コミュニケーションの向上にもつながり、効果も期待できます。

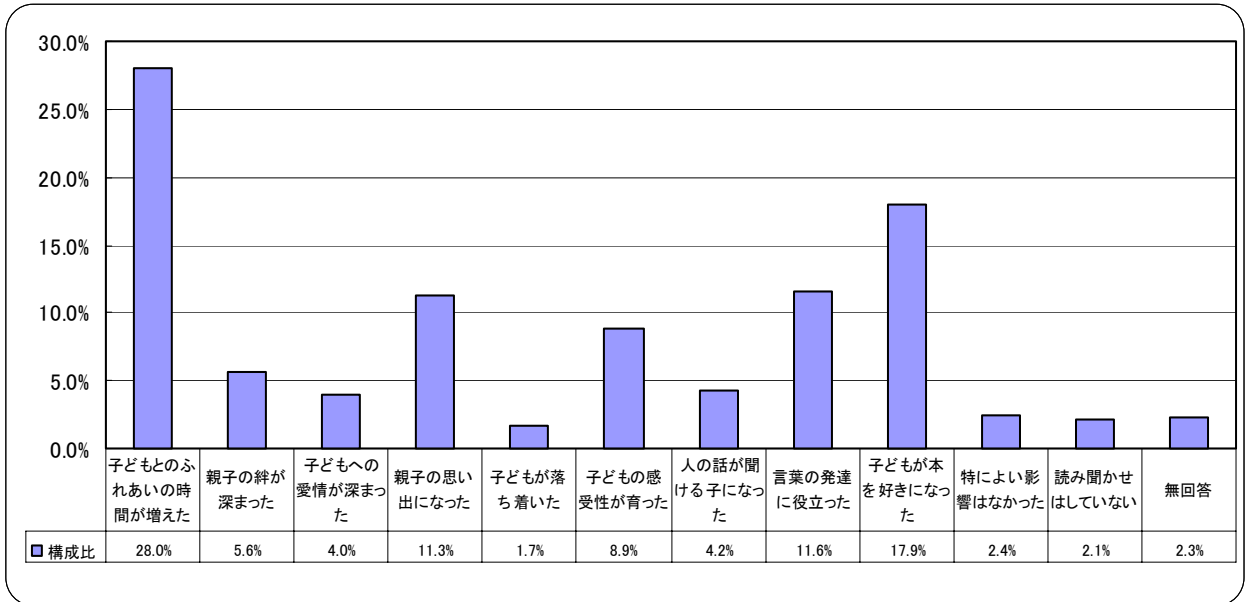
設問. あなたの家庭ではお子さんがいくつの時から読み聞かせを始めましたか。

【保護者】



設問. 読み聞かせをしていて良かったことは何ですか。

【保護者】



【施策の方向性】

子どもたちが気軽に本に触れることができ、本の楽しさや面白さに興味をもつことができる読書環境を整備するとともに、中央図書館と連携して読み聞かせを中心に読書環境の充実を図ります。

【具体的な取組】

- ・読み聞かせ事業の充実
- ・図書の計画的購入
- ・貸出事業の充実
- ・おすすめ本のPR
- ・リサイクル資料(P27 参照)の活用

③ボランティアとの連携

【現状と課題】

読み聞かせ活動は、読み聞かせボランティアに依頼することが多く、ボランティアの存在はなくてはならないものです。図書館を始め各施設で行事を行うときには、ボランティアセンター(P27 参照)に託児を依頼し、小さな子どもを持つ保護者が安心して参加できるようにしています。

また、アフタースクール(P28 参照)事業では、アフタースクールへの読み聞かせボランティアの登録がない場合もあるので、読み聞かせの環境を整備する必

必要があります。

【施策の方向性】

図書館行事等において読み聞かせボランティアおよびボランティアセンターと今後とも連携をとり、読書の楽しさを伝えていきます。

【具体的な取組】

- ・ブックスタート事業の充実
- ・アフタースクールでの読み聞かせの実施
- ・ボランティアセンターとの連携

3 保育園・学校における読書活動の推進

(1) 保育園における子どもの読書活動の推進

① 保育園での読書活動の推進

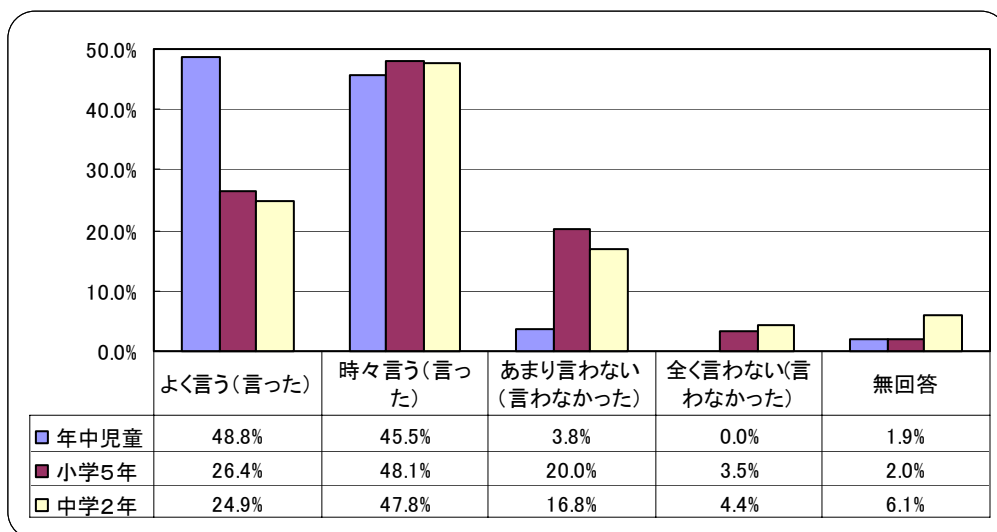
【現状と課題】

子どもが初めて集団生活を体験する保育園は、家庭から社会へと子どもの世界が大きく広がる時期です。保育士や友達との日常のコミュニケーションや遊びのなかで本と出会う機会をつくることは、子どもの豊かな感性をはぐくむためにも重要です。読書アンケート結果からもわかるように、幼児期のほとんどの子どもは、保護者に対して本の読み聞かせをしてほしいと望んでいます。

保育園では、図書コーナーに本をそろえ、読書への環境を整えています。日々の保育のなかで保育士が絵本や紙芝居の読み聞かせを通して、子どもに本の楽しさを伝えています。この時期の子どもにとって絵本は見るだけでなく、さわって親しむものであり、人気がある絵本ほど傷みやすいので、修理をしたり買い替えていく必要があります。

設問. お子さんが自分から本を読んでほしいと言いますか（言いましたか）。

【保護者】



【施策の方向性】

子どもが幼いころに本と出会うことは、読書習慣の基礎を身に付けることにつながります。

保護者に、親子で本を読むことが子どもの心の成長に大切であることを知ってもらうために、読書の必要性の情報を発信し、子どもたちの読書環境を整えます。

【具体的な取組】

- ・読み聞かせ事業の充実
- ・図書の計画的購入
- ・貸出事業の充実
- ・おすすめ本のPR
- ・リサイクル資料の活用

(2) 学校における読書活動の推進

①教職員(P28 参照)の役割

【現状と課題】

学校において子どもの読書活動を推進するためには、校長を中心とした全教職員が読書活動の推進にかかわっていくことが不可欠です。

全教職員が読書活動に対する意義を理解し、読書に関する指導力の向上を図っていくための推進体制が重要となります。

【施策の方向性】

子どもが本に親しめるような読書活動を行っていくために、学校の図書館環境づくり等をサポートする体制づくりに努めていきます。

【具体的な取組】

- ・図書指導部の組織と運営の充実
- ・図書担当教諭(P28 参照)等の職務環境の充実
- ・図書担当教諭向けの研修
- ・図書担当教諭の連絡会の開催

②学校図書館活動の充実

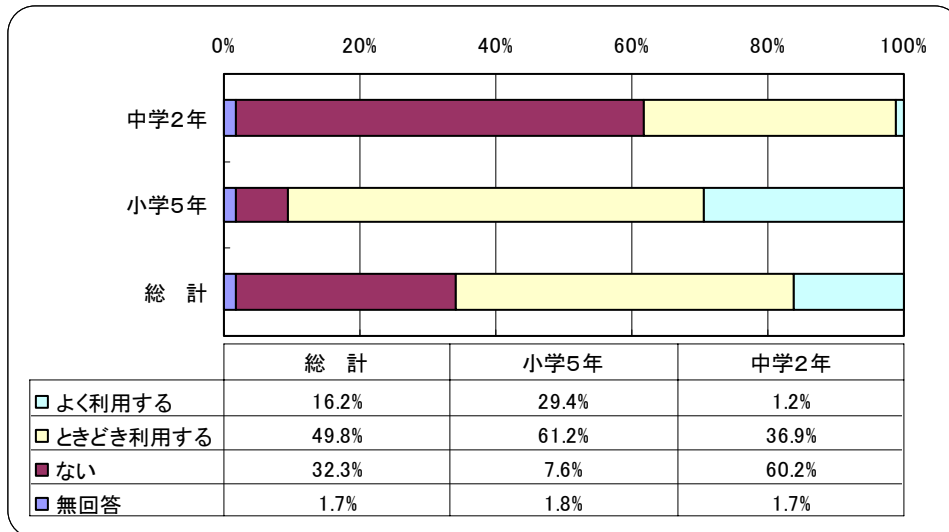
【現状と課題】

児童・生徒の読書アンケートの「あなたは図書館を利用したことがありますか」という問いに対して、「ない」と答えた人が全体の32.3%あり、特に中学生は60.2%となっていることから子どもが魅力を感じる学校図書館運営を

図っていく必要があります。

設問. あなたは学校図書館を利用したことがありますか。

【児童・生徒】



【施策の方向性】

学校図書館が十分利用されるために、子どもが望んでいる本や推薦したい本などのニーズにこたえていくよう努めます。

【具体的な取組】

- ・ 推薦図書コーナーの設置、充実

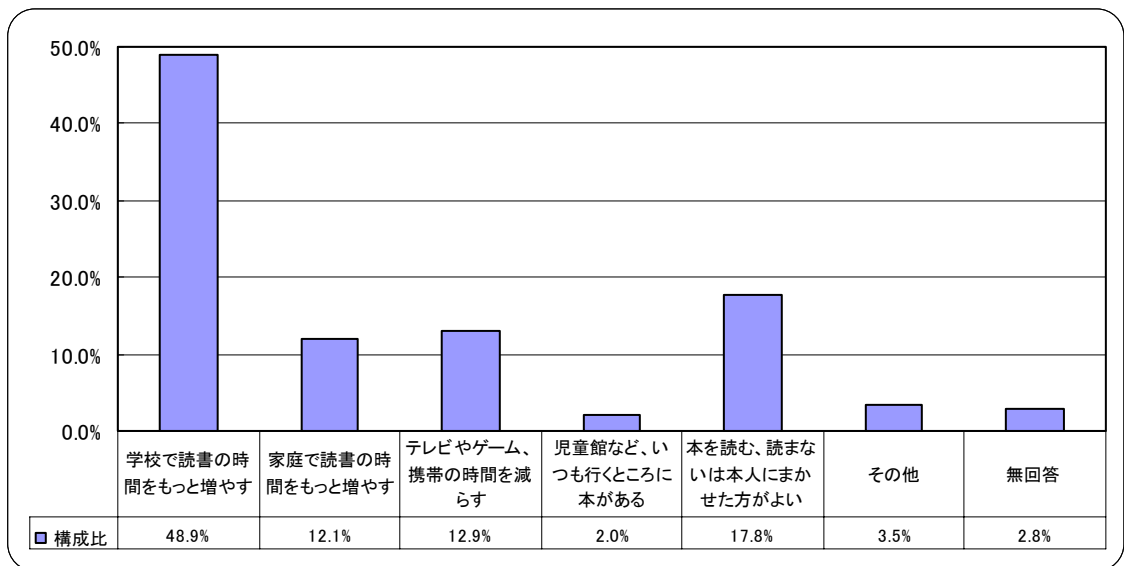
③ 読書指導の充実

【現状と課題】

児童・生徒の読書アンケートの「あなたは、どうすればみんながもっと本を読むようになると思いますか」という問いに対して、「学校で読書の時間をもっと増やす」と答えた人が全体の半数近くありました。

学校で今以上に読書の時間を増やすことを望んでいるため、帰宅後や休日に家庭で読書の時間がなかなかとれない子どもたちに対して、学校でどのように読書をさせるかが課題となります。

設問. あなたは、どうすればみんながもっと本を読むようになると思いますか。【児童・生徒】



【施策の方向性】

子どもが読書の楽しさを味わい、読書習慣を身に付けることができるよう、読書指導の工夫や充実を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 読書タイムの充実
- ・ 教職員による読書指導の推進
- ・ 教職員や図書委員による読み聞かせの実施
- ・ 読み聞かせボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク(P28 参照)の実施
- ・ 学級文庫の設置
- ・ 「図書館だより」の発行
- ・ 中央図書館の団体貸出(P28 参照)の活用

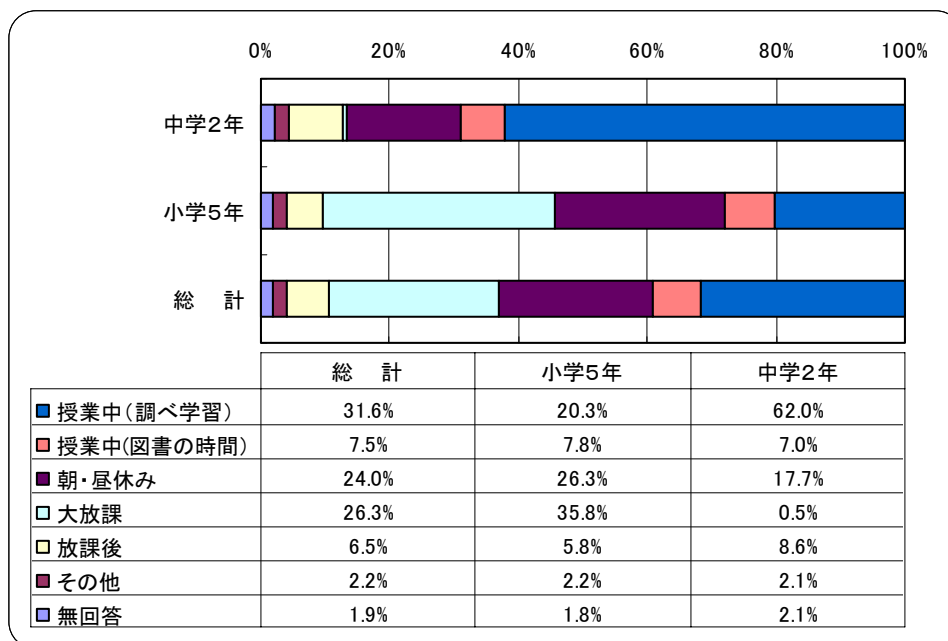
④学校図書館の活用

【現状と課題】

児童・生徒の読書アンケートの「あなたは学校図書館をどんなとき一番利用しますか」という問いに対して、「授業中(調べ学習)」と答えた人が全体の31.6%ありました。特に中学生は、62.0%の生徒が「授業中(調べ学習)」に学校図書館を利用していると答えています。

学校図書館においては、調べ学習等の場で今後さらにパソコンの活用が望まれます。

設問. あなたは学校図書館をどんなとき一番利用しますか。【児童・生徒】



【施策の方向性】

インターネットなどの情報と共に、児童・生徒が学校図書館の機能を十分に活用できるようにします。

【具体的な取組】

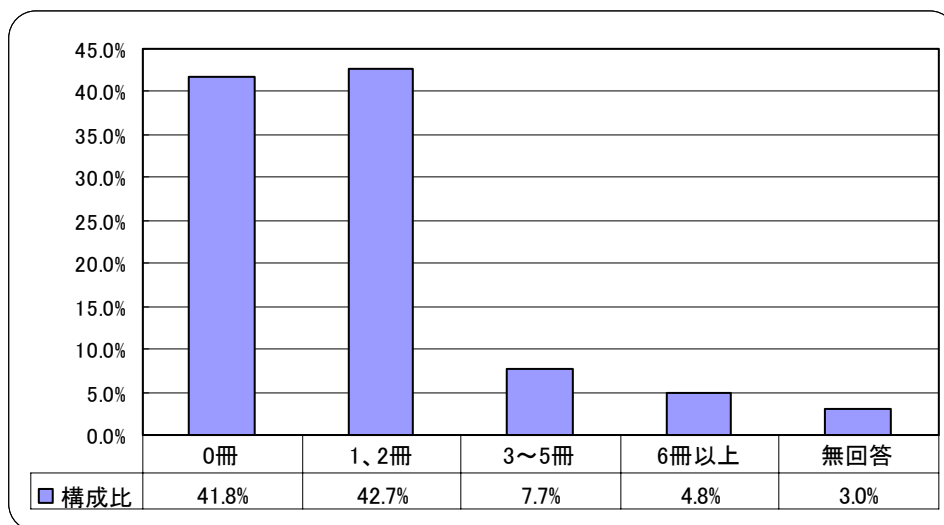
- ・利用指導の作成
- ・パソコンの導入、活用

⑤学校における普及、啓発

【現状と課題】

保護者の読書アンケートの「あなたは月平均何冊くらい本(雑誌・マンガを除く)を読みますか」という問いに対して、「0冊」と答えた人が全体の41.8%という結果から家庭への読書啓発をしていく必要があると思われます。

設問. あなたは月平均何冊くらい本（雑誌・マンガを除く）を読みますか。【保護者】



【施策の方向性】

子どもの読書活動の推進について、理解と関心を深めるための広報活動や啓発事業を、子どもたちおよび保護者に対して実施します。

【具体的な取組】

- ・読書感想文、画コンクールへの参加
- ・図書委員会の活動の活発化
- ・家庭への読書啓発

(3) 読書活動を推進するための学校図書館の充実

①学校図書館の施設、設備の整備

【現状と課題】

学校図書館においては、現在、パソコンが整備されていない学校もあります。学校図書館の機能を充実させるため導入あるいは更新の必要があります。

【施策の方向性】

子どもたちが学校図書館を積極的に利用するよう、学校図書館施設・設備を計画的に整備します。

【具体的な取組】

- ・案内板の整備

- ・パソコンの導入、更新
- ・学校図書館の冷暖房化
- ・棚、カーテン、机等の設備の整備

②学校図書館の資料の充実

【現状と課題】

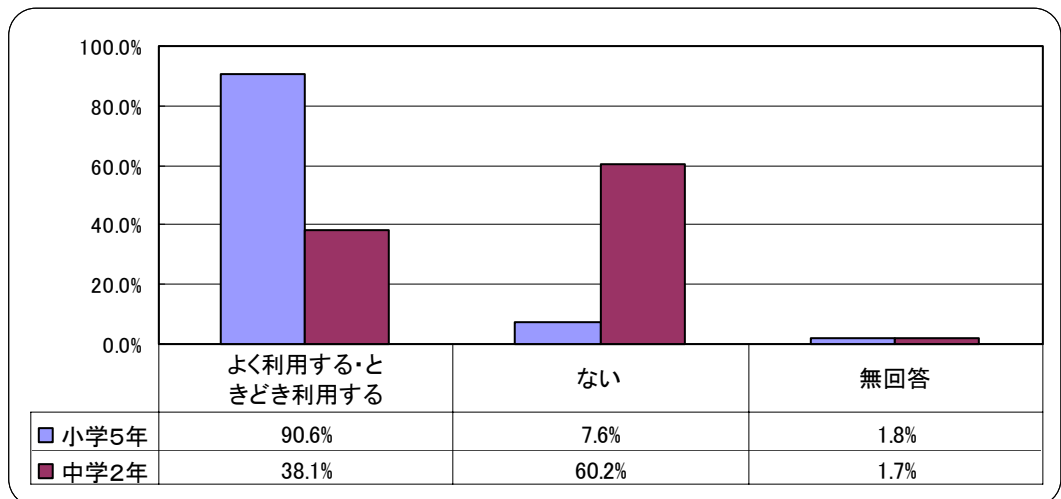
児童・生徒の読書アンケートの「あなたは学校図書館を利用したことがありますか」という問いに小学生では、9割以上の子どもたちが利用していると答えています。しかし、中学生では、利用する子の割合が下がり、4割程の子どもしか学校図書館を訪れていません。

児童・生徒の読書アンケートの「あなたが学校図書館を利用するとき困ること、気がついたことはどんなことですか」という問いに対して、利用しない理由をみると、5割以上の子どもが「読みたい本がない」「探している本がない」をその理由にしています。

これらのことから、学校図書館が子どもにとって、「読みたい本が読める」「分からないことがわかる」という魅力的な場所になっていないことがうかがえます。わくわくさせてくれる本や自分の疑問を解決させてくれる本が見つかり、進んで学校図書館に足が向くような図書館にすることが課題となります。

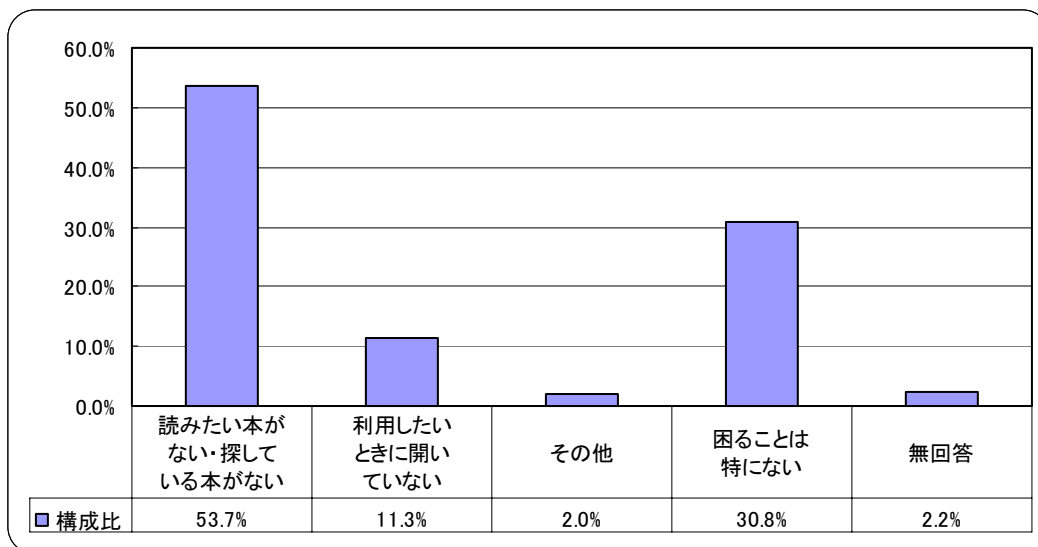
設問. あなたは学校図書館を利用したことがありますか。

【児童・生徒】



設問. あなたが学校図書館を利用するとき困ること、気のついたことはどんなことですか。

【児童・生徒】



【施策の方向性】

子どもたちが学校図書館を活用できるよう、読み物、絵本はもとより、各教科や総合的な学習の調べ学習に対応できる資料の充実を図ります。

【具体的な取組】

- ・資料の計画的な購入
- ・資料の掲示工夫
- ・資料リストの作成

4 中央図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 中央図書館で取り組む事業

① 児童サービスの維持、拡充

【現状と課題】

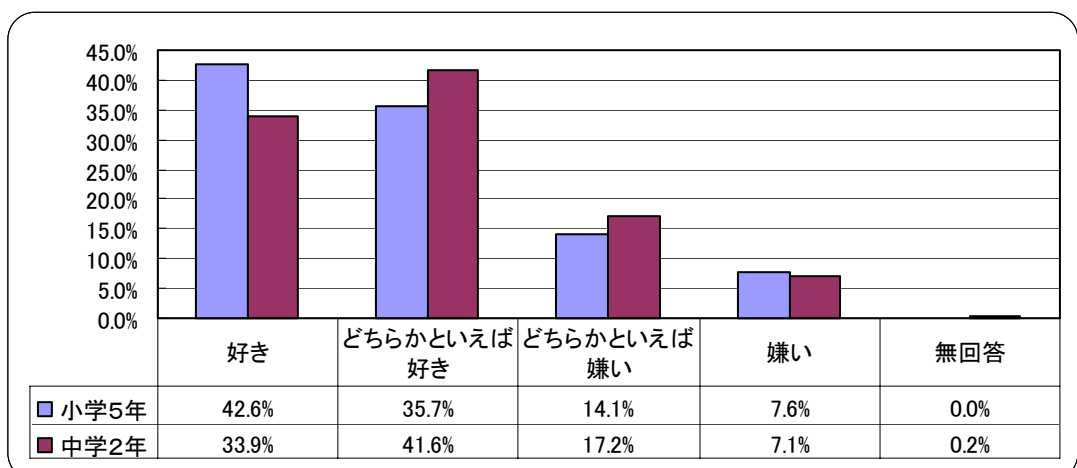
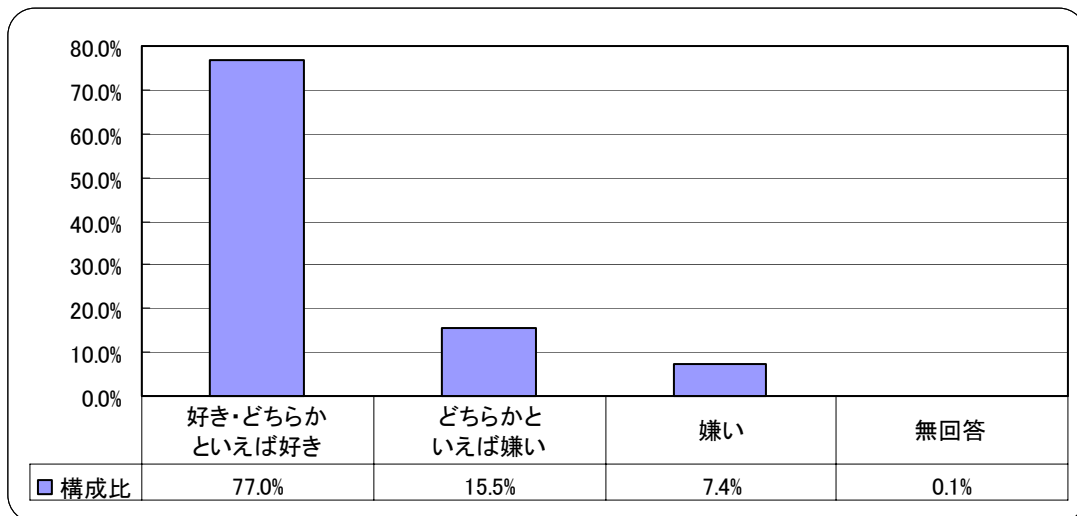
児童・生徒の読書アンケートで「あなたは読書が好きですか」の問いに、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた人は全体の77%でした。そのうち、読書が「好き」という子で小学生が42.6%なのに対し中学生は33.9%という結果でした。

現在、中央図書館ではボランティアの協力を得て、おはなし会などの行事を実施しています。また、児童サービス担当職員が児童サービス(P28 参照)に関する研修会に参加して児童サービスの充実を図っています。

今後、保護者に対しても読み聞かせをするための講座を実施することが必要と思われます。

設問. あなたは読書が好きですか。

【児童・生徒】



【施策の方向性】

読書に関心をもってもらう機会を作っていくために、読み聞かせ、紙芝居などのおはなし会や読書の楽しさを知ってもらう講座を開催していきます。

【具体的な取組】

- ・おはなし会など行事の充実
- ・児童サービス担当職員研修
- ・保護者を対象とした講座の開催

②児童図書の充実

【現状と課題】

児童図書については、平成20年3月31日現在約5万冊所蔵しています。しかし、日本語を母国語としない子どもたちが町内には多くなっているため、外国語の児童図書を増やすことが必要です。また、障害のある子どもたちも楽しめるような絵本等も今後、充実させていかなければなりません。

保育園・学校における現状調査において「ポルトガル語の絵本がほしい」また、読書アンケートでも「いろいろな国の絵本があるといい」という声もありました。

【施策の方向性】

子どもたちが見たり、読んだりすることが楽しくなる本の充実を図ります。

【具体的な取組】

- ・外国語児童図書の充実
- ・さわる絵本(P28 参照)の購入

③読み聞かせボランティアの養成

【現状と課題】

現在、子どもたちが本に親しむために活動している図書館登録の読み聞かせボランティアグループが5団体あります。

しかし、今後、子どもの読書活動を幅広く展開していくうえで、読み聞かせができるボランティアを養成していくことは最も重要な課題となります。

【施策の方向性】

読書活動の重要な担い手である読み聞かせボランティアを養成するとともに、継続的に活動できるよう支援します。

【具体的な取組】

- ・読み聞かせボランティア養成講座、研修会の開催

④啓発、広報活動の充実

【現状と課題】

ブックスタート事業を4か月児健診に来た親子に中央図書館職員、読み聞かせボランティアの人によって絵本を見る時間の楽しさや絵本を通じて親子のコミュニケーションを図る大切さを伝えています。

このことが各家庭に浸透するようPRしていく必要があります。

【施策の方向性】

ブックスタート事業について、広報、ホームページ等でPRします。

【具体的な取組】

- ・ブックスタート事業の充実
- ・各種ブックリストの作成

(2) 関連施設との連携

①県立図書館等との連携

【現状と課題】

中央図書館の児童サービス担当職員は、県立図書館で実施される児童サービスに関する研修会に参加し研さんをしています。ここで得た知識など児童サービスに関する情報を必要に応じて、保育園、小学校等に提供できるように努めていく必要があります。

【施策の方向性】

今後とも、各種研修会などに参加し、児童サービス担当職員のレベルアップを図っていきます。

【具体的な取組】

- ・研修会、見学会への参加
- ・児童サービスに関する資料の提供や講師紹介

②子ども関連施設との連携

【現状と課題】

保護者の読書アンケートで「各家庭に眠っている図書を再活用できるよう検討してみてはどうかと思います」という意見がありました。

中央図書館では、不用となったリサイクル資料を児童館、保育園、小中学校に配布して再活用を図っています。今後とも継続して、できるだけ多くの図書を再活用できるよう努める必要があります。

【施策の方向性】

リサイクル資料の活用、団体貸出制度を活用して子ども関連施設を利用する子どもたちが読書に親しむことができる資料を提供します。

【具体的な取組】

- ・団体貸出の充実
- ・リサイクル資料の配布

③子どもの読書に関する共通理解の促進

【現状と課題】

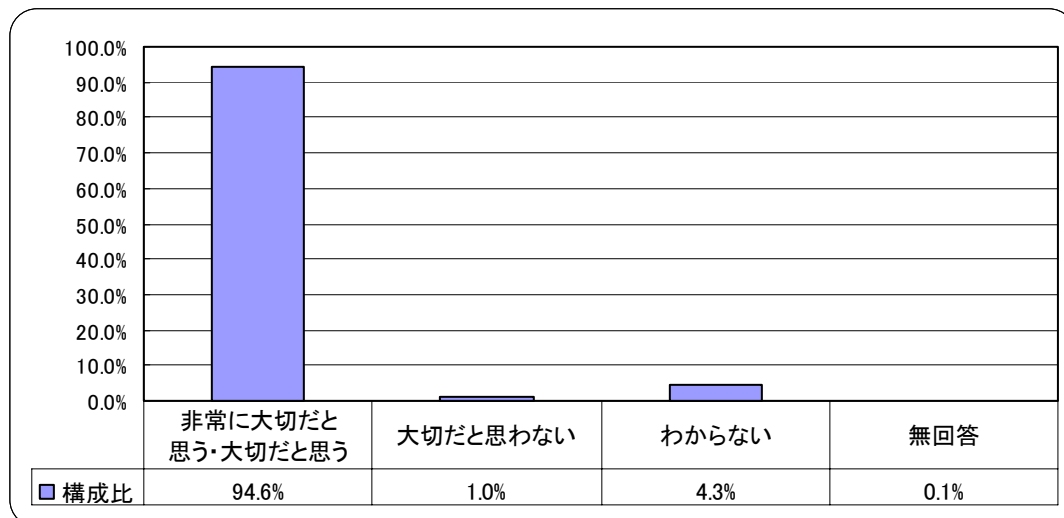
保護者の読書アンケートで「お子さんに読み聞かせをすることは大切だと思いますか」の問いに、「非常に大切だと思う」「大切だと思う」が全体で94.6%あり、読み聞かせの必要性を強く感じている結果となっています。

このことから、子どもの読書活動について保護者としては理解していると思われる。しかし、読書アンケートで「本よりゲームや携帯電話が子どもたちの相手になってしまい困っています」という意見がありました。

子どもたちにとっては読書以外にテレビやゲーム、携帯電話などの興味をもつ対象がたくさんあります。したがって保護者は家庭で子どもたちが読書に取り組めるようにしていく必要があります。

設問. お子さんに読み聞かせをすることは大切だと思いますか。

【保護者】



【施策の方向性】

保護者が子どもたちに読み聞かせをすることによって、読書に親しむことができるよう保護者向けに講座を実施していきます。

【具体的な取組】

- ・新たに読み聞かせボランティア活動を始め方への養成講座
- ・絵本、読書に関する情報提供

(3) 学校における読書活動と学校図書館の充実への支援

① 学校図書館資料の充実

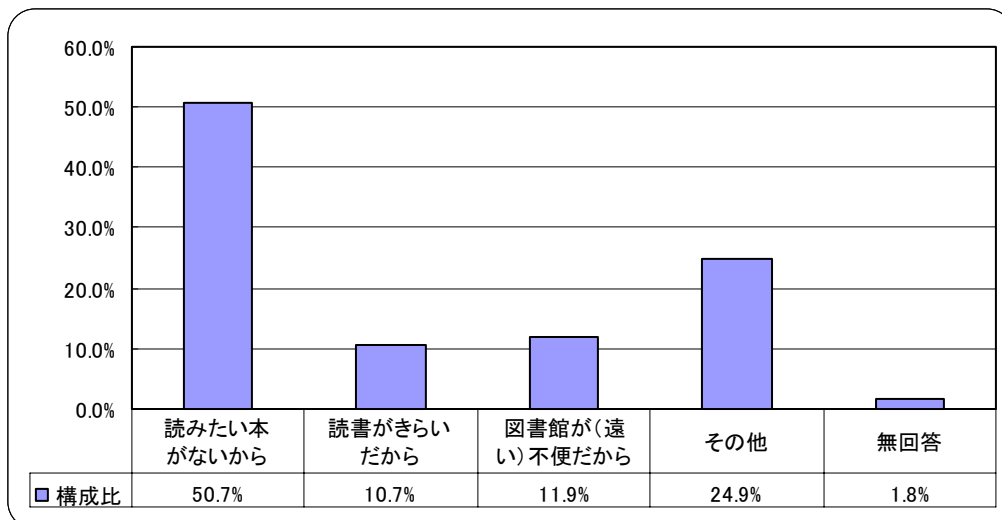
【現状と課題】

児童・生徒の読書アンケートで「あなたが学校図書館を利用しない主な理由は何ですか」の問いに「読みたい本がないから」が全体で50.7%という高い結果となりました。学校図書館や中央図書館の資料が十分活用されるような方策を取る必要があります。

また、保育園・学校における現状調査において、「全体的に絵本が古くなってきた」や「本の修理をしているが古い、破損している本が多い」などの実態がありました。資料の有効な活用を図るため、廃棄を含めた資料の整理も随時行っていく必要があります。

設問. あなたが利用しない主な理由は何ですか。

【児童・生徒】



【施策の方向性】

中央図書館の新作図書・人気のある本などの案内や情報、助言を提供して資料の活用を図っていきます。

【具体的な取組】

- ・新着図書情報の提供
- ・資料リストの助言

②学校図書館担当教諭等との連携強化

【現状と課題】

学校図書館担当教諭等との情報の交換がされていないのが現状です。したがって、今後は中央図書館と学校間において図書に関する資料及び情報交換の必要があります。

【施策の方向性】

学校図書館担当教諭等との情報の交換、提供を行い中央図書館の活用に関して共通認識がもてるようにします。

【具体的な取組】

- ・学校図書館担当教諭等との情報交換

③中央図書館リサイクル資料の活用

【現状と課題】

現在、中央図書館や家庭で不用となった資料を児童館、保育園、小中学校等に配布して有効利用しています。

リサイクル資料の配布については住民にも配布していますので、各施設へ配布にも限度があります。

【施策の方向性】

中央図書館や家庭で不用となったリサイクル資料の有効利用を進めていきます。

【具体的な取組】

- ・リサイクル資料の配布

④職場体験学習等の受入

【現状と課題】

児童、生徒が中央図書館の仕事や役割を知り、本に興味をもち読書ができるように小学校3年生全員が中央図書館の見学を、小学校5年生から中学校3年生までの希望者は図書館ボランティアとして活動しています。

また、中学校2年生の職場体験学習も受入しています。

今後とも職場体験や見学等を通じて働くことの大切さや大変さを体験して、社会の一員としての自覚を身につける必要があります。

【施策の方向性】

中央図書館の見学、図書館ボランティアの活動、職場体験をすることで図書館を身近に感じてもらい、読書への興味をもつことができる機会を提供していきます。

【具体的な取組】

- ・中学生による職場体験学習の受入
- ・小学生の図書館見学の受入
- ・図書館ボランティアの受入

⑤調べ学習への支援

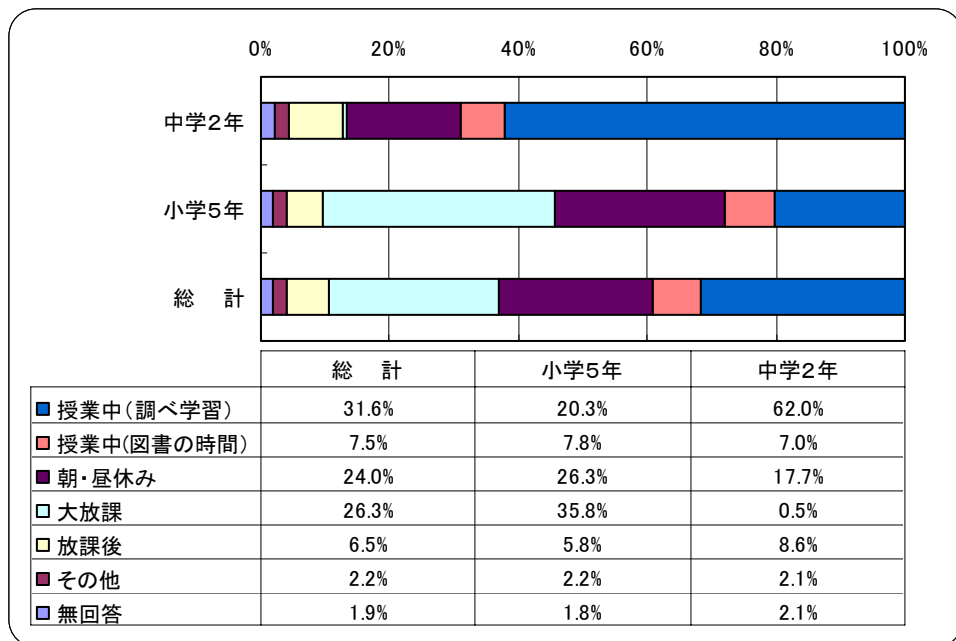
【現状と課題】

児童・生徒の読書アンケートで「あなたは学校図書館をどんなときに一番利用しますか」の問いに、「授業中（調べ学習）」が全体で31.6%、中学校では62.0%と高い結果となっています。

学校図書館の利用を高め、また、調べ学習が充実するように支援していく必要があります。

設問. あなたは学校図書館をどんなとき一番利用しますか。

【児童・生徒】



【施策の方向性】

調べ学習の参考となる本を充実します。

【具体的な取組】

- ・ 調べ学習用資料の提供

参 考 资 料

用語解説

読み聞かせ

絵本や紙芝居などを、子どもたちに読んで聞かせることです。

資料

図書館が集めているすべての資料をいいます。図書、雑誌、新聞、地図のほか、視聴覚資料（CD、ビデオテープ、DVD）、電子資料（CD-ROM）などがあります。

ブックスタート事業

保健センターでの乳幼児健診の際に、保護者に絵本を読み聞かせることの大切さを伝え、おすすめ絵本の紹介や配布を行う事業です。

児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設です。

東浦町では6地区に各1か所の児童館を設置しており、児童の心身の正常な発達を目的として、健全な遊びを助長する拠点になっています。

児童に遊び、スポーツ、読書などを指導するだけでなく、母親クラブなどの地域組織活動、児童クラブなど、子育て支援の場としても活動をしています。

子育て支援センター

厚生労働省の通達「特別保育事業の実施について」に基づく施設。地域全体で子育てを支援するため、育児相談や指導などを実施する職員を配置し、育児不安への相談や子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

東浦町ではファミリーサポートセンターも併設し、乳幼児とその親（家族）が、自由に来て親子で遊びを楽しんだり、子どもや親同士の仲間づくりをすることができるつどいの広場を提供するなどの支援活動を行っています。

また、子育てに悩むお母さんたちの相談、憩いの場所として、児童虐待の防止や早期発見、適切な対応を行うための地域ネットワークづくりを推進しています。

リサイクル資料

図書館や家庭で不用になった図書や雑誌のうち、再活用、再資源化するもののことです。

ボランティアセンター

ボランティアとボランティアを必要としている人をつないだり、町内で活躍中のボランティアのお手伝い、何かしてみたいという方に活動を紹介しているところで、東浦町社会福祉協議会が運営しています。

アフタースクール

小学校区において、放課後、小学4年生から小学6年生までの児童を対象に安全・安心な居場所を提供します。

地域の住民の協力を得てスポーツ、学習、伝承遊び、手芸、料理などを通じて子どもたちの自主性・社会性・創造性をはぐくむことを目的として東浦町が実施する事業です。

教職員

教育機関で働く職員の総称であり、教育に直接・間接に従事するすべての職員をいいます。

教諭

校長、教頭を除く教職員をいいます。

ブックトーク

子どもたちに対し、あるテーマや内容に沿った複数の本を紹介する手法のことです。

団体貸出

中央図書館で団体登録した保育園、児童館、学校などの各種団体が、図書50冊とビデオ、CD、DVDなどの視聴覚資料10点を限度に、1か月間貸出しを受けることができる図書館サービスの仕組みをいいます。

児童サービス

中央図書館で、乳幼児から中学生までに対して行うサービス全般をいいます。

さわる絵本

視覚障害の子どもが楽しめるよう、絵の部分を布などの貼り絵にし、手でさわってわかるよう工夫した絵本です。文章は、大きい字で書いてあるものと点字の両方があります。

東浦町子どもの読書に関するアンケート調査実施数

1. 実施時期 平成20年6月19日から平成20年6月30日まで

2. 対象者

(1) 児童・生徒

① 町内7小学校の5年生の児童

対象者数 583人 回答数 554人 回収率 95.0%

② 町内3中学校の2年生の生徒

対象者数 547人 回答数 490人 回収率 89.6%

(2) 保護者

① 町内8園の年中組園児の保護者

対象者数 415人 回答数 213人 回収率 51.3%

② 町内7小学校5年生児童の保護者

対象者数 580人 回答数 489人 回収率 84.3%

③ 町内3中学校2年生生徒の保護者

対象者数 547人 回答数 297人 回収率 54.3%

東浦町子ども読書活動推進計画の施策体系図



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号制定

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

東浦町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、東浦町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 東浦町子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる者とし、教育委員長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から推進計画が策定される日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会にその掌握事務に係る作業を円滑に行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、教育部中央図書館長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表2に掲げる者をもって充て、部会員の任期は、選任の日から推進計画が策定される日までとする。
- 5 作業部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 6 作業部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、教育部中央図書館において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

東浦町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	鋤 柄 欣 宥	図 書 館 協 議 会	
2	川 瀬 陽 子	図 書 館 協 議 会	
3	小 澤 廣 行	学 校 教 育 課	
4	野 寄 泰 昭	小 中 学 校 校 長 会	
5	杉 浦 恵 子	小 中 学 校 校 長 会	
6	水 野 善 久	小中学校PTA連絡協議会(中学校)	
7	松 下 玲 子	小中学校PTA連絡協議会(小学校)	
8	水 野 喜久子	保 育 園	
9	平 野 宏 子	保 育 園 母 の 会	
10	藤 田 幸 子	読 み 聞 か せ グ ル ー プ	

別表 2

東浦町子ども読書活動推進計画策定作業部会名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	仲 川 町 子	藤 江 小 学 校	
2	伊 藤 明 美	森 岡 小 学 校	
3	林 幸 子	学 校 教 育 課	
4	阿知波 秀 一	生 涯 学 習 課	
5	野 村 欣 哉	児 童 課	
6	浅 田 芳 生	健 康 課	
7	久 米 一 男	図 書 館	
8	水 野 一 男	図 書 館	
9	新 美 明 美	図 書 館	

東浦町子ども読書活動推進計画

発行年月 平成21年3月
発行 東浦町教育委員会
(事務局：東浦町中央図書館)
〒470-2102
愛知県知多郡東浦町大字緒川字平成81番地
TEL0562-84-2800
toshokan@town.aichi-higashiura.lg.jp